

北九州市企業版ふるさと納税を活用した大学等応援事業に係る
寄附金受付及び補助金交付に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北九州市内の大学等の学生が持続可能で質の高い教育・研究を享受できる環境づくりを促進するため、北九州市による企業版ふるさと納税の受付及び大学等への補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 北九州市内にキャンパスを有する学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学及び短期大学並びに高等専門学校をいう。
- (2) 企業版ふるさと納税 地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第4項第2号に規定する法人から北九州市への寄附(第4条の規定により登録を受けた大学等への支援を目的とするものに限る。)をいう。
- (3) 基金 北九州市企業版ふるさと納税基金条例(令和7年北九州市条例第2号)により設置する北九州市企業版ふるさと納税基金をいう。

(企業版ふるさと納税の受付)

第3条 企業版ふるさと納税は、寄附者が応援したい大学等を指定して受け付けるものとする。

2 前項の指定を受けることができる大学等は、次の各号のいずれにも該当する大学等で、北九州市の登録を受けた大学等とする。

- (1) 寄附金の受付前に、大学等における寄附金の活用用途を示すことができること。
- (2) 北九州市内の他の大学等との間で、連携事業に積極的に取り組んでいること、若しくは取り組む予定であること。
- (3) 法令及び公序良俗に反する活動等を行っていないこと。

3 この事業に係る企業版ふるさと納税の寄附受付額は10万円以上で1万円単位とし、受付期限は毎年度市長が定める日までとする。

4 市長は、企業版ふるさと納税による寄附の指定を受けた大学等(以下、「指定校」という。)への寄附金額について、指定校へ通知するものとする。

(寄附指定の対象となる大学等の登録)

第4条 前条第2項の登録を希望する大学等は、別に定める事項を記載した登録申請書を市長に提出するものとし、変更する場合も同様とする。

2 市長は、登録申請書の提出があった大学等について、前条第2項各号に規定する要件を満たしていると判断できた場合は、寄附の指定の対象大学等(以下、「登録大学等」として登録する。

(登録の辞退)

第5条 登録大学等が、当該登録を辞退する場合は登録辞退届を市長に提出するものとする。

(登録の抹消)

第6条 市長は、登録大学等について、次の各号のいずれかに該当する事実が認められた場合には、当該登録を抹消するものとする。

- (1) 第3条第2項に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) その他、登録大学等としてふさわしくない行いがあったとき。

(基金積立)

第7条 第3条第1項の規定により受領した寄附金は、補助金として交付するまでの間、基金に積み立てるものとする。

(指定校への補助の対象金額)

第8条 指定校への補助金額は、前条の規定により基金に積み立てた金額の100分の90とし、残りの金額は北九州市の大学等支援関連事業に活用する。

- 2 前項の規定による補助金の額は、補助金交付申請を行う年度の予算の範囲内において、前年度に基金に積み立てた寄附のみを原資とする。

(補助対象事業)

第9条 補助金の交付対象となる事業（以下、「補助事業」という。）は、登録大学等が実施する「学生が持続可能で質の高い教育・研究を享受できる環境づくりの促進」に繋がる事業のうち、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 市内で実施する学生の地域連携教育や社会貢献活動の支援事業
- (2) 市内のキャンパスに在籍する学生の修学支援事業
- (3) 学生の教育・研究のために市内のキャンパスで使用する教材、機器及び備品の導入事業
- (4) その他市長が特に必要と認める事業

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助事業としない。

- (1) 専ら特定の法人及び個人の利益の追求又は資産形成を目的とした事業
- (2) 宗教的活動及び政治的活動を目的とした事業
- (3) その他市長が適切でないと認める事業

(補助対象経費)

第10条 補助金の交付対象となる経費は、前条に規定する補助事業を行うために必要な経費であって別表に掲げるものとする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 法令又は公序良俗に反する事業への経費
- (2) 社会通念上不適切と認められる経費
- (3) その他市長が適切でないと認める経費

(補助の期間)

第11条 第9条に規定する補助事業の補助期間は、交付を決定した日からその年度末までとする。

(市の他の制度との併給制限)

第12条 補助金の交付を受けようとする登録大学等は、同一の事業について同一年度中に国又は地方公共団体その他公的機関が実施する事業の補助金等の交付を受けることができない。

(補助金の交付申請)

第13条 補助金の交付を希望する登録大学等は、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第14条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、その旨を当該登録大学等に通知するものとする。

2 市長は、学校教育法第4条に規定する所轄庁(文部科学省)が学校の設置者又は学校に対し法令の規定に違反している等の理由により処分を行ったときは、補助金を交付しないことができる。

(事業計画の変更)

第15条 登録大学等は、前条の規定により交付決定を受けた事業計画に変更が生じた場合は速やかに事業計画変更書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が軽微な変更と認めた場合はこの限りではない。

- (1) 変更後の事業計画書
- (2) 変更後の収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金交付変更決定通知書により当該登録大学等に通知するものとする。

(事業の中止又は廃止)

第16条 登録大学等は、事業を中止又は廃止しようとするときは、事業中止(廃止)申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金事業中止(廃止)承認通知書により当該登録大学等に通知するものとする。

(実績報告)

第17条 第14条の規定により補助金の交付決定を受けた登録大学等は、当該補助事業完了後20日以内に補助金に関する実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第18条 市長は、前条に規定する実績報告を受けた場合は、関係書類の審査及び必要に応じて行う現場確認検査等により、補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、速やかに補助金確定通知書により当該登録大学等に通知する。

(証拠書類の整備)

第19条 補助金の交付を受けた登録大学等は、補助事業に係る書類を整備し、これらの書類を5年間保存しなければならない。

(調査に対する協力義務)

第20条 補助金の交付決定を受けた登録大学等は、補助金の使途に関し、市長が必要な調査をしようとするときは、これに協力しなければならない。

(補助金の返還)

第21条 市長は、補助金の交付決定を受けた登録大学等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定を取り消し、その一部又は全部を返還させなければならない。

(1) 所轄庁から学校の設置について認可を受けられなかったとき。

(2) 偽りその他不正な方法により補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助金を他の用途に使用したとき。

(4) 第13条第1号又は第15条第1項第1号に規定する事業計画の一部又は全部が実施されなかったとき。

(5) 補助事業の実施にあたって剰余金が生じたとき。(補助金交付の決定取消は除く。)

(6) 所轄庁から、法令の規定に違反している等の理由により、処分を受けたとき。

(7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下、「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であることが判明したとき。

(8) その他この要綱の規定に違反したとき。

2 市長が補助金交付の決定を取り消した場合に、補助金の交付の対象となる事務又は事務を行う者に生じた損害について、市は賠償の責めを負わない。

(寄附金の取扱い)

第22条 市長は、第5条の規定により登録を辞退、若しくは第6条の規定により事業への登録を抹消された大学等を指定した寄附のうち、補助金として交付できない寄附金、第14条第2項の規定により交付しない補助金、前条第1項の規定により返還された補助金等、指定校へ交付できなかった寄附金の額については、当該年度の北九州市の地方創生関連事業に振り替えることができるものとする。

(補助金等交付規則との関係)

第23条 補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、北九州市補助金等交付規則(昭和41年北九州市規則第27号)の定めるところによる。

(委任)

第24条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は政策局長が別に定める。

(電子情報処理組織による申請等)

第25条 第13条の規定にかかわらず、電子情報処理組織(市の機関等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して申請を行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した第13条に規定する書面等により行われたものとみなす。

3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）

- 1 旅費（交通費、宿泊費等）
- 2 謝金（講師・学生への謝礼金）
- 3 広報費（広告、ホームページ関連経費等）
- 4 消耗品費（事務用品購入等、1点が5万円未満のもの）
- 5 使用料及び賃借料（補助の期間内の使用及び賃借に限る）
- 6 委託料（補助の期間内に業務完了するものに限る）
- 7 奨学費
- 8 備品購入費（1点が5万円以上のもの）
- 9 その他市長が特に必要と認める経費